

審議会等の会議録

審議会等名	令和6年度 第1回海老名市介護保険運営協議会
開催日時 (意見提出期間)	令和6年5月10日(金) 14時30分から15時40分まで
場所	海老名市役所 6階 全員協議会室
出席者	<p>海老名市介護保険運営協議会 委員 13名 高橋(裕一郎)委員、盛田委員、吉田委員、松本委員、 中島委員、渡辺委員、梅澤委員、白石委員、鈴木委員、 相澤委員、高橋(隆行)委員、安田委員、山崎委員</p> <p>事務局 12名 保健福祉部 部長 中込 明宏 保健福祉部 次長(健康・保険担当) 金指 芳子 保健福祉部 参事兼地域包括ケア推進課長 安宅 道善 介護保険課 課長 田中 歩 介護保険課 課長補佐兼介護保険係長 栗本 欣幸 介護保険課 主幹兼事業者支援係長 横溝 喜久恵 介護保険課 介護認定係長 石井 康子 介護保険課 主査 永田 啓吾 地域包括ケア推進課 課長補佐兼高齢者いきがい係長 伏見 貴之 地域包括ケア推進課 主幹兼高齢者支援係長 澁谷 晶子 地域包括ケア推進課 主査 遠藤 貴人 地域包括ケア推進課 主事 小川 良治</p>
傍聴人数	0名
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開
一部非公開・ 非公開の理由	
議題	(1) 海老名市介護保険運営協議会について (2) えびな高齢者プラン21【第9期】の概要について (3) 令和6年度介護報酬改定の概要について

	(4) 指定地域密着型サービス事業所の指定について (5) 地域包括支援センター活動状況について
資 料	(資料1) 海老名市介護保険運営協議会について (資料2) えびな高齢者プラン 21【第9期】の概要について (資料3) 令和6年度介護報酬改定の概要について (資料4) 指定地域密着型サービス事業所の指定について (資料5) 地域包括支援センター活動状況について

○会議の内容（提出された意見及びそれに対する回答）

1 開会	
【事務局】	《事務局の進行により開会》
2 事務局紹介	
3 会長、副会長選出	介護保険運営協議会条例第6条の規定により、委員の互選による選任を行った。そこで、委員より事務局への一任との発言があったため、事務局から、会長に海老名市医師会の高橋委員、副会長に海老名市歯科医師会の森田委員の選任を提案し、各委員の了承を得た。
4 あいさつ	<p>(会長)</p> <p>医療や介護保険を含む高齢者保健福祉対策に対して、議論や協議をして参りたいと思っています。介護保険制度は、2000年の創設以来、24年が経過し、高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みとして多くの方に利用され、既に定着したものとなっています。しかしながら、高齢化が急速に進展しており、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、また、その他多様な課題を抱える世帯の増加など、介護保険を取り巻く状況も全く変化しています。そのような中で、住み慣れた地域地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護予防、住まい日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの一層の深化と推進が求められています。任期期間である令和6年度から8年度までの間、第9期介護保険事業計画に基づく介護保険制度の運営にあたり、協議会としてこのような視点からの議論が重要になります。委員の皆様方におかれましては、様々な視点からのご意見をたくさんいただきたいと思っています。</p> <p>(副会長)</p> <p>会長と同様、今後3年間、この協議会において、介護保険事業のあり方を皆さんと一緒に議論、協議して参りたいと思っています。先ほど市長からお話がありましたように、今年度、1.59%に報酬改定がされ、保険料は、基金の取り崩しにより県内で下から2番目に低い額となっています。このような運営を含</p>

めて皆さんで3年後の改定、かつ、この3年間良い形で市民の方に還元できるように考えていきたいと思っています。今後、介護保険制度や課題は、介護保険が作られた当時からどんどん変わってきています。いろんな制度を利用しながら健全に運営するためにこの関係者の方で運営協議会を作るとともに、公募で参加していただける委員の方々、病院の継続の方も含めて、新規の候補の委員の方にもお手伝いいただきながら皆で進めていきたいと思っています。今後、地域の実情を踏まえた運営を皆様の意見をいただきながら、該当者の高齢者の方々のみならず、それをサポートするご家族の方そして、それを支えながらこの海老名に住んでいただいている市民の方々とともに、未来を見据えて協議していきたいと思っています。

3 議題

以後の議事は、介護保険運営協議会条例第7条に基づき、高橋会長が進行

(1) 海老名市介護保険運営協議会について

(2) えびな高齢者プラン21【第9期】の概要について

(3) 令和6年度介護報酬改定の概要について

資料1から3について事務局が一括して説明

【事務局】

(資料1)

介護保険運営協議会は、海老名市介護保険運営協議会条例第2条に基づき設置をされているものです。所掌事務は、市長の諮問事項の審議及び答申、介護保険事業計画の進捗進行状況の管理及び評価、介護保険事業に係る調査及び研究、介護保険事業に係る建議、地域包括支援センターの設置運営等に関する事項です。次に委員構成、任期等です。委員数は15人以内で、公募、保健医療福祉関係者、介護支援専門員、介護保険事業関係者等で構成され、任期は3年です。第9期介護保険運営協議会委員の皆様は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間になり、1回当たり1万円の委員報酬が支給されます。開催は通常年に3回、介護保険事業計画の改定年である令和8年度は、年に5回程度の開催を予定しています。令和3年度と令和4年度は、新型コロナの影響により書面開催となり、対面での開催は年に1回でした。主な議題は、計画の概要説明や進捗状況、事業所の指定、地域包括支援センターの活動状況などです。令和5年度は計画の改定年であることから、5回の開催と市長への答申を行っています。議題は、事業所指定のほか、第9期計画案の報告や介護保険料の諮問答申などです。今後3年間の参考としていただけたら幸いです。最後に設置の根拠法

令として、海老名市介護保険運営協議会条例を記載しましたので、後程ご高覧いただけたら幸いです。

(資料2)

計画の構成や期間、策定方法を記載しています。まず、構成は、介護保険法と老人福祉法に基づく各計画を一体的に策定したものです。計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間となります。また、策定方法は、海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会による協議のほか、ニーズ調査やパブリックコメントを行い、市民の意見を考慮して作業を進めました。基本理念は、第8期計画の基本理念を継承し、一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現としています。基本目標は、基本理念と同様に第8期計画を継承し、生きがいを持って健康生活を送るための事業推進、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進、介護保険制度の適正な運営、この3項目を基本目標に設定しています。日常生活圏域は、第3期計画から第8期計画まで海老名市を一つの圏域としていたものを、第9期計画から、より細かな支援体制の検討などの理由から、地域包括支援センターの担当地区と同数の6圏域に変更しました。計画における重点・新規事項については、国や県の指針方針を踏まえ、重点項目を設定するとともに、新たに実施する事業を新規事業として掲載をしています。基本目標1、生きがいを持って健康生活を送るための事業推進に関するものでは、3つの項目を重点事項と新規事項としています。1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、医療と介護について、各分野が保有する情報などを活用し、一括的にアプローチしていくものです。2 高齢者訪問事業の実施は、支援が必要にもかかわらず、医療介護福祉のサービスに結びついていない高齢者を医師や歯科医師が訪問し、必要なサービスにつなげるなど、高齢者の効率の予防を図るものです。3 フレイル予防事業は、健康な状態と要介護状態の中間の状態であるフレイル、休職の予防対策を行う事業としています。このフレイル予防や高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施は、健康寿命の延伸に向けた取り組みとして、県においても重点的に取り組む方針としていることから、当市においても重点事項として設定をしています。続きまして、基本目標2、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進に関する事項は、5つの項目を重点、新規事業としています。4 地域包括支援センターの運営は地域包括ケアシステムの

中核的な役割を担う機関である地域包括支援センターの業務負担が増大することで、支援の手が届かない高齢者が生じることが避けなければならないため、重点項目として設定をしたものです。5 認知症高齢者支援の推進は認知症基本法が成立するなど、国や県としても重要な施策としての位置付けがなされており、当市においても重点項目として設定をしたものです。6 家族介護を支援事業は、家族介護者の負担感や孤立感の軽減、家族介護者の離職防止の観点から、より一層の支援が求められているため、重点項目として設定したものです。7 高齢者虐待防止対策の推進は、国で作成された医療虐待防止マニュアルの改定があり、家族等の要望、保護者からの高齢者虐待、施設従事者からの高齢者虐待のどちらに対しても対応の強化が必要となっているため、当市においても重点事項として設定したものです。8 保健福祉事業、デマンド交通の実施は、高齢者を対象とした外出支援策として、介護保険における保健福祉事業として実施するものです。保健福祉事業は、介護保険法第115条の49に規定されており、第1号被保険者の保険料を財源として、65歳以上の方の要介護状態になることを予防するために行う事業などを対象にしているものです。介護予防や健康増進、生きがいづくりなどの促進を目的に、新たな外出支援策として、介護保険料の一部を財源として、令和6年度から実証運行をするものです。続きまして、基本目標の3、介護保険制度の適正な運営に関する事項から2つの項目を重点事項としています。9 介護人材の確保は、国や県においても重点施策として掲げられているもので、環境整備を図って参りたいと考えています。10 施設サービスの整備・充実も同様に重点項目として設定しています。詳細は、下段の6 施設整備に掲載しており、入所待機者の解消などを目的に介護老人福祉施設、特別養護老人ホームを1施設100床、介護付有料老人ホームを2施設200床、増加傾向にある認知症の方を対象とした認知症対応型共同生活介護、グループホームを1施設、さらに、在宅における医療と介護のニーズがある方に対応する看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護の各1施設を計画しています。続きまして、7 介護保険料は、計画期間の3年間に必要な介護サービス費等を高齢者数や要介護認定者数、介護サービス利用者数等から算出し、第8期計画の5,180円から173円増額の5,353円としています。今回の保険料改定では、保険料段階を12段階から

16段階へ変更しています。具体的には、所得に応じた公平な負担の観点から、第9段階以降の所得段階を細分化し、よりきめ細やかな段階数を設定させていただいたところです。また、保険料の設定に当たっては、介護保険給付費等準備基金から約8億円を取り崩して、保険料の上昇、上昇幅を抑制したものです。さらに、1段階から3段階の方に対する低所得者軽減も、第8期に引き続き継続をしています。最後に、8介護保険料の県内各市の状況です。当市の第9期介護保険料基準月額、県内の市の中で2番目に低い額となっています。また、第8期から第9期の増加率は3.34%で、5番目に低いものとなっています。なお、保険料基準月額では相模原市の6,650円が最も高く、増加率は小田原市の18.38%が高い率となっています。当市の第9期介護保険料は他市と比較すると低額であり、公費を投入し低所得者への負担軽減を図りながら、計画的に基金を活用することで、保険料の上昇極力抑えたものです。ただし、保険料が安ければよいというわけではなく、今後は、必要な人に必要なサービスを提供するための検討や、介護予防医療などを勘案した分析が必要であると考えています。また、それと同時に費用についても、2040年問題を視野に入れ適正な残高水準の維持が必要であると考えています。

(資料3)

介護サービスを提供する事業者に対して支払われる介護報酬は、2000年の制度開始以後以降、定期的な見直しが行われています。今回の改定では介護職員の処遇改善と適切な介護サービスの運営を目的に、全体で1.59%のプラス改定となりました。1.59%の内訳は、介護職員の処遇改善分として0.98%、介護職員以外の処遇改善として0.661%となります。また、今回の改定では、地域包括ケアシステムの深化・推進、自立支援・重度化防止に向けた対応、良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり、制度の安定性、持続化可能性の確保の4つの視点から改定内容が定められています。地域包括ケアシステムの深化推進では、認知症や単身高齢者医療ニーズが高い中重度の高齢者など、介護を必要とする利用者に質の高いケアサービスを切れ目なく提供できることを目指しています。改定の内容は、質の高い公正中立なケアマネジメント、地域の状況に応じた柔軟かつ効率的な取り組み、医療介護の連携の推進、緑への対応強化、感染症や災害への対応力向上、高齢者虐

待防止の推進、認知症の対応力向上、福祉用具貸与、特定福祉用具販売の見直しです。自立支援重度化防止に向けた対応では、高齢者の自立支援や重度化防止を実現するため、多職種連携やデータの活用等を推進しています。リハビリテーション機能訓練、口腔栄養の一体的取り組み自立支援重度化防止に対する取り組みの推進。ライフを活用した質の高い介護一番下段の良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場作りについては、介護人材不足における介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取り組みを推進していきます。介護職員の処遇改善などは記載のとおりです。制度の安定性・持続可能性の確保では、介護保険制度の安定性と持続可能性を確保しながら、将来にわたって全世代が安心して介護サービスを受けられる制度の構築を目指した改定内容が盛り込まれており、評価の適正化や重点化、報酬の整理簡素化などです。その他の内容では、令和6年度の報酬、介護報酬改定に盛り込まれた変更点などは記載のとおりです。規制の見直しや通所系サービスにおける送迎に係る取り扱いの明確化、基準費用額、居住費の見直し、地域区分です。介護報酬改定の改定率は、報酬改定の現在までの変遷になります。令和6年度改定では1.59%の増額となっています。過去の改定内容は、後程ご覧いただけたら幸いです。令和6年度介護報酬改定の施行時期ですが、令和6年度の改定ではサービスの種別によって、4月と6月、二つに分かれて施行されます。令和6年度の診療報酬改定が6月1日施行となったことから、医療系のサービスである訪問看護等は、令和6年6月1日から報酬改定が施行となります。また、処遇改善加算の加算率の引き上げは、同じく6月1日になりますが、現行の処遇改善加算の柔軟対応を認める改正は4月1日施行となっています。施設料における居住費の基準費用額、補足給付の見直しは、令和6年8月1日に施行されます。多床室の室料負担は、来年の8月からというスケジュールになっています。最後に、本日、追加でお配りしました資料3追加と書かれている資料ですが、介護報酬改定の主な事項として3項目を補足します。まず1点目、こちらは令和6年4月からのもので、介護予防支援の対象が居宅介護支援事業所へ拡大するものです。現在、地域包括支援センターが作成する要支援1、要支援2の方を対象とする介護予防ケアプランを介護予防支援の指定を受けた居宅介

護支援事業所に依頼できるようになったものです。居宅介護支援事業者への依頼に伴うサービス利用への影響はありませんが、改めて契約をするような必要が生じることになります。2点目、福祉用具の貸与購入の選択制の導入です。利用者負担の軽減と適切利用、また、安全確保の観点から、福祉用具の貸与または購入を選択できるようになったものです。対象の福祉用具は、固定用のスロープ、歩行者を除く、歩行器、松葉杖を除く3品目になります。なお、この選択は、福祉用具専門相談員や福祉介護支援専門員が利用者の状況を踏まえ、提案するものとなっています。次に3点目、令和6年8月からで、施設利用時の基準費用額の括弧居住費の見直しについてです。近年の光熱水費の高騰に伴い、在宅の方との負担均衡の観点から、介護保険施設を利用した時の居住費等の基準費用額が変わるものです。金額等の具体は、裏面をご覧ください。上段に基準費用額、日額を掲載しています。こちらは項目別に金額が定められており、令和6年8月からは、各項目60円の増額になるものです。また、中段から下段にかけての記載は負担限度額の日額で、基準費用額の変更に伴い、低所得者に対する自己負担限度額が60円増額となります。ただし、第一段階の多床室を利用されてる方は、変更ありません。

【委員】 意見、質疑等なし

(4) 指定地域密着型サービス事業所の指定について

資料4について事務局が説明

【事務局】 対象の事業所は2か所になります。初めに1か所目、今回指定を受けようとする申請者は、株式会社ウェルネスフォレスト代表取締役細屋由紀子様です。事業所の名称はレコードブック海老名中央で、所在地は海老名市中央3丁目、市道2号線増になります。指定を受けようとするサービスの内容は、地域密着型通所介護及び通所型サービスになり、定員数は10人です。事業の開始の予定は今年度6月1日からで、有効指定の有効期間は令和12年5月31日までの6年間になります。従業員の内容です。管理者が生活相談員を兼務し1名、看護職員1名、介護職員1名、機能訓練指導員1名の計4名を予定しています。人員基準及び設備の基準ですが、今回の事業所が提供するサービスは、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員を配置しなければなりません。それぞれ配置されており、

また、資格要件配置しなければならない人数も満たしています。設備の基準とその状況についてですが、必要な設備は、機能訓練室、静養室、相談室、お手洗洗面設備となります。機能訓練室の基準は3㎡に利用定員を乗じた面積以上となります。定員は10名ですので、30㎡以上が基準となり、こちらの事業所の機能効率は57.1平方メートルあり、基準を満たしています。次に静養室です。利用者が静養するために必要な広さを確保するため、機能訓練室に併設してすぐに休めるようベッドが設置されます。続いて相談室で相談の内容が漏れないよう、個室を準備しております。お手洗い、生命設備はそれぞれ2台ずつ配置がされています。最後に、設備備品です。機能訓練で、利用者の方が使用する設備や職員の方が必要とする事務即鍵のかかるキャビネット、パソコン、コピー機など、必要となる備品が準備されています。現在、開設に向け準備しており、4月中旬に現地を確認したところ、内装工事が進んでいました。資料に掲載の写真ですが、4月下旬の様子になります。最終の内装及び設備の確認は、すべての準備が整い次第、開設前に改めて現地へ赴き確認して参ります。次に、2か所目、指定を受けようとする申請者は、ミモザ株式会社、代表取締役、松本考二様です。事業所の名称はミモザ海老名で、所在地は海老名市河原口2丁目、県道43号線上になります。こちらの指定を受けようとするサービスの内容は、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護になり、定員は通所が18人、宿泊が9人です。事業開始予定日は今年度、令和6年10月1日で、指定の有効期間は令和12年9月30日までの6年間になります。従業員の内容です。介護従事者が7名、うち看護職員が1名、介護支援専門員が1名となっています。人員基準及び設備の基準ですが、今回の事業所が提供するサービスにおいては、代表者、管理者、計画作成担当者、介護従事者を配置しなければなりません。それぞれ配置されており、また、配置しなければならない人数も満たしています。設備の基準とその状況についてですが、必要な設備は、宿泊室、居間、食堂、台所、浴室、非常災害設備です。宿泊室の基準は1部屋1名とし、床面積は7.43㎡以上となります。現在、1部屋9.51平方メートルで建築を進めていますので、基準を満たしています。次に、居間、食堂、台所、浴室ですが、1事業所ごとに、専用設備ならなければならないという基準を満たすよう、建設を進めています。非常災

	害設備は、自動火災報知設備のほかに、警備会社からの遠隔監視を行い、異常が確認された際は、警備会社から駆けつける体制を整えると伺っています。また、こちらの事業所についても、開設前に現地に赴き、確認して参ります。
【委員】	意見、質疑等なし
(5) 地域包括支援センター活動状況について	
資料5について事務局が説明	
【事務局】	<p>市では、地域の高齢者に関する相談窓口として、担当地域ごとに6か所の地域包括支援センターと個別の担当地域を持たず、地域包括支援センターの統括や、後方支援を行う基幹型地域包括支援センターの7つの地域包括支援センターを設置しています。地域包括支援センターは、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門資格を有する職員が勤務しており、各機関と連携を図りながら、支援を行っています。地域包括支援センターの業務は、高齢者が地域で可能な限り自立し安心して生活ができるよう、介護予防ケアマネジメントや総合相談事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント支援事業など、地域包括支援センターごと、もしくは、各地域包括支援センターが共同して当市の地域包括支援センター全体として事業を実施しています。地域包括支援センターの活動状況ですが、令和5年度に地域包括支援センターが支援した方は6,517名、相談件数は50,260件となっています。この相談の内訳は、介護保険や介護保険以外のサービスなど介護に関するものが43,680件、成年後見制度や権利擁護に関する相談が1,182件、医療に関する相談が2,428件、認知症に関する相談が1,217件、その他が1,753件となっています。また、介護認定において要支援1、要支援2と判定された方を対象に地域包括支援センター全体で策定したケアプランの数が11,945件、これに対し、居宅介護支援事業所への委託数1,844件にとどまっているという状況になっています。4ページ以降に記載していますが、地域包括支援センターでは、日々の相談業務のほかに、地域のサロンや民生委員、児童委員の集まりに出向き、地域で開催される活動や情報交換、地域ネットワークの構築などを実施しています。その他にも、国や県等で主催されている研修や講義などにも参加しているところです。地域包括支援センターの人員体制についてですが、当市における1つの地域包括支援センターの人員</p>

配置基準を4名していましたが、1センター当たり4名の配置基準では、地域包括支援センターで担っている業務の負担に比べて、人員の方が不足しているという声が支援の現場や地域包括支援センターの運営を受託している法人からありました。市としては、センター業務の一部見直しや、包括的支援事業を同様に担うセンター以外の機関との積極的な連携により、センター業務の負担軽減を図ることを検討するとともに、職員の配置基準の見直しについて検討を行い、令和6年度から1センター当たりの人員基準を5名とするように配置基準の変更を行っているところです。しかし、センターの職員の配置基準や業務内容については、引き続き、検討が必要と考えています。地域包括支援センターの所長、専門職の不足についてですが、厚生労働省から発出された通知では、1つの地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を1名ずつ配置するよう記されています。先ほど、1センター当たり5名の職員配置基準としたと説明しましたが、このうち少なくとも3名については社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員を配置するよう国の方が求めています。そのような状況で市では、令和6年4月1日時点で、3か所の地域包括支援センターで欠員が生じている現状があります。職種は、保健師の方が2名、主任介護支援専門員が1名、不足している状況です。この専門職員の不足については、全国的にも課題となっています。そのため、国においても、この人員不足、専門職不足に対応すべく、地域包括支援センターにおけるこの配置基準の見直しが検討されているところです。市においても、国から発出される予定の通知と動向を見ながら配置基準に関する市の条例等の見直しと柔軟に対応していきたいと考えています。介護予防ケアマネジメント、介護予防支援の委託状況についてですが、令和6年3月時点の介護報酬請求が行われた時点における、地域包括支援センターで介護予防ケアマネジメントの作成等を居宅の居宅介護支援事業所に委託している、もしくは委託していた事業者の一覧となっています。市内の居宅介護支援事業所が25事業所、市外の事業所が22事業所、合計で47事業所となっています。地域包括支援センターの事業評価についてです。市では、厚生労働省から発出されている通知、地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化についてを参考に海老名市基幹型地域包括支援センターにおいて、各センターの事業評価を実施していま

	<p>す。当市における事業評価の特徴は、点数的な評価のみではなく、目標や取組事項を文章として記載しているところです。最後に、地域包括支援センターの運営方針についてですが、介護保険法及び介護保険法施行規則に基づいて作成しており、毎年度改定の方をしています。令和5年度からの主な変更点は、重点的な取り組み事項の(4)家族介護者支援についてを追加している点になります。この家族介護者支援については、第9期えびな高齢者プラン21にて、家族介護者支援を重点的な施策として位置付けており、それを踏まえて運営方針に追加したものです。その他の内容については、後程ご高覧賜りますようお願いいたします。</p>
【委員】	意見、質疑等なし
4 その他	
【事務局】	<p>本日の議題に関する質問等については、配付している質問書に記入の上、介護保険課に提出をお願いいたします。提出いただいた質問等の回答は、次回の介護保険運営協議会で報告する予定です。</p>
5 閉会	
【副会長】	<p>本日は、円滑な会議の進行にご協力いただきましてありがとうございました。今後3年間、皆さんの様々なご意見、ご提案をいただくこととなりますので、引き続きよろしく願いいたします。また、本日の質問等についてはですね今のお配りされた対応に沿って進めたいと思います。皆さんの立場に応じた、いろいろなご意見をいただければなと思います。それでは以上をもちまして令和6年度第1回介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。</p>

令和6年度 第1回海老名市介護保険運営協議会 次第

日 時 令和6年5月10日(金)

午後2時50分から

場 所 海老名市役所 全員協議会室

1 開 会

2 事務局紹介

3 会長・副会長選出について

4 会長・副会長あいさつ

5 議 題

- (1) 海老名市介護保険運営協議会について . . . 資料1
- (2) えびな高齢者プラン21【第9期】の概要について . . . 資料2
- (3) 令和6年度介護報酬改定の概要について . . . 資料3
- (4) 指定地域密着型サービス事業所の指定について . . . 資料4-1、4-2
- (5) 地域包括支援センター活動状況について . . . 資料5

6 その他

7 閉 会

海老名市介護保険運営協議会について

～第9期委員のみなさまへのご説明～



令和6年5月
海老名市介護保険運営協議会

介護保険運営協議会は、介護保険に関する事項について審議するため、海老名市介護保険運営協議会条例により設置されています。

1 所掌事務

- (1)市長の諮問事項の審議及び答申
- (2)介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
- (3)介護保険事業に係る調査及び研究
- (4)介護保険事業に係る建議
- (5)地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項

2 委員構成・任期等

当協議会の委員数は 15 人以内 で、公募、保健・医療・福祉関係者、介護支援専門員・介護保険事業関係者等で構成されます。

任期は3年で、第9期介護保険運営協議会委員のみなさまは、令和6年4月1日から令和9年3月31日までになります。

1回の会議出席につき10,000円の委員報酬があります。

3 開催日程

当協議会の開催は、通常年3回程度（5月、10月、2月開催）です。

ただし、3年に1度の介護保険事業計画の改定年である令和8年度は、介護保険料に関する審議、諮問・答申のため、年5回程度の開催となります。

4 第8期（R3～R5）の議題等

令和3年度	
【第1回】※書面開催 令和3年6月3日（木）	1 えびな高齢者プラン2.1【第8期】について 2 令和3年度介護保険制度の改正について 3 地域包括支援センター活動状況について
【第2回】 令和3年11月30日（火）	1 海老名市介護保険運営協議会の年間スケジュールについて 2 えびな高齢者プラン2.1【第8期】の概要について 3 令和3年度介護保険制度の改正について 4 令和2年度介護保険実施状況について 5 地域包括支援センター活動状況について 6 その他
【第3回】※書面開催 令和4年2月25日（金）	1 居宅介護支援事業者の指定について 2 第8期介護保険事業計画の進捗状況について 3 地域密着型サービス事業者の募集結果について

令和4年度	
【第1回】※書面開催 令和4年5月20日(木)	<ol style="list-style-type: none"> 1 居宅介護支援事業者の指定について 2 令和3年度地域包括支援センターの活動状況について 3 第8期介護保険事業計画の進捗状況について 4 高齢者保健福祉計画策定等委員会への委員推薦について
【第2回】※書面開催 令和4年11月11日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護事業者の指定について 2 令和3年度介護保険事業実施状況 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者保健福祉計画策定等委員の推薦について (2) 第9期えびな高齢者プランの策定スケジュール (3) 令和4年度第1回海老名市介護保険運営協議会の書面審議結果等について
【第3回】 令和5年2月15日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域密着型サービス事業所の指定について 2 第8期介護保険事業計画の進捗状況について
令和5年度	
【第1回】 令和5年6月21日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第8期介護保険事業計画の進捗状況について 2 えびな高齢者プラン21【第9期】アンケート調査について 3 地域包括支援センターの活動状況について 4 居宅介護支援事業者の指定について 5 第9期えびな高齢者プラン21策定スケジュールについて
【第2回】 令和5年10月4日(水)	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定地域密着型サービス事業所の指定について 2 えびな高齢者プラン21【第9期】骨子案概要について
【第3回】※書面開催 令和5年11月7日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 えびな高齢者プラン21【第9期】素案について 2 えびな高齢者プラン21【第9期】案に係るパブリック・コメントの実施について 3 えびな高齢者プラン21【第9期】の策定スケジュールについて
【第4回】※諮問 令和5年12月8日(金)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9期介護保険事業計画案について 2 第9期介護保険料について
【第5回】 令和5年12月26日(火)	<ol style="list-style-type: none"> 1 第9期介護保険料について
【答申】 令和6年1月16日(火)	

平成12年3月29日
条例第15号

海老名市介護保険運営協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、海老名市介護保険運営協議会の設置、組織、運営等に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 介護保険に関する事項について調査審議するため、海老名市介護保険運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 運営協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問事項の審議及び答申
 - (2) 介護保険事業計画の進行状況の管理及び評価
 - (3) 介護保険事業に係る調査及び研究
 - (4) 介護保険事業に係る建議
 - (5) 地域包括支援センターの設置、運営等に関する事項
- (平成26条例44・一部改正)

(委員)

第4条 運営協議会の委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
 - (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第5章に規定する介護支援専門員並びに事業者及び施設の関係者
 - (3) 保健、医療及び福祉関係者
- (平成18条例16・一部改正)

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 運営協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 運営協議会は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、運営協議会の運営に必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第16号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月22日条例第44号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

えびな高齢者プラン 21【第 9 期】の概要について
～一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現～



令和6年5月
海老名市介護保険運営協議会

1 計画の概要

(1) 計画の構成

介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」を一体的に策定した計画となります。

(2) 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間

(3) 策定方法

公募市民や学識経験者等で構成される「海老名市高齢者保健福祉計画策定委員会」において策定に向けて協議を行いました。

また、ニーズ調査（R4.12月）、パブリック・コメント（R5.12月）を実施することで、市民の意見を取り入れる機会を確保しながら作業を進めました。

2 基本理念

一人ひとりが笑顔で暮らしていける地域共生社会の実現

高齢化が一層進展する中で、高齢者の地域生活を支える「地域包括ケアシステム」は「地域共生社会」の実現に向けた、中核的な役割を担っており、地域共生社会の実現が地域包括ケアシステムの目指すべき方向であるとされています。

当市では第8期計画時から地域共生社会の実現を基本理念としており、今期計画でもこの基本理念を継承します。

【地域包括ケアシステムとは】

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと

【地域共生社会とは】

高齢者介護、障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や「支える側と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とのつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていける社会のこと

3 基本目標

【基本目標1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進

【基本目標2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進

【基本目標3】介護保険制度の適正な運営

当市では基本理念の実現の向け、高齢者を取り巻く状況や過去の計画の取組状況を踏まえ、基本目標を設定しています。

第9期計画では、第8期計画における基本理念の継承をしていることから、基本目標についても第8期計画を継承します。

4 日常生活圏域の変更

(1) 概要

第8期計画時まで『1圏域』であった、日常生活圏域を『6圏域』に変更しました。

(2) 理由等

当市では日常生活圏域の設定が制度化された、第3期計画時から日常生活圏域を1圏域として設定し、第8期計画時まで継承してまいりました。

第9期計画から、より細やかな支援体制の検討やニーズの把握を行うという観点から地域包括支援センターの担当区域と同数の6圏域を日常生活圏域として設定しました。

圏域名	区域	地域包括ケアセンター
第1圏域	上今泉、下今泉、上郷、扇町、泉、めぐみ町	海老名北地域包括支援センター
第2圏域	柏ヶ谷、東柏ヶ谷、望地	海老名東地域包括支援センター
第3圏域	国分南、国分北、中央、勝瀬	海老名中央地域包括支援センター
第4圏域	中新田、さつき町、河原口、社家	さつき町地域包括支援センター
第5圏域	大谷、大谷北、大谷南、浜田町、国分寺台	国分寺台地域包括支援センター
第6圏域	中河内、中野、今里、上河内、杉久保北、杉久保南、本郷、門沢橋	海老名南地域包括支援センター

5 重点・新規項目

国が示す基本指針や、神奈川県が示す方針を踏まえながら、本市において特に重点的に推進する施策を重点項目として設定しました。

また、市独自の事業や地域支援事業のうち、新規に取り組む事業について新規事業として掲載しています。

【基本目標 1】生きがいを持って健康生活を送るための事業推進	
	(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 【重点】 (2) 高齢者訪問事業の実施 【新規】 (3) フレイル予防事業 【新規・重点】
【基本目標 2】地域包括ケアシステムの一層の深化・推進	
	(4) 地域包括支援センターの運営 【重点】 (5) 認知症高齢者支援の推進 【重点】 (6) 家族介護支援事業 【重点】 (7) 高齢者虐待防止対策の推進 【重点】 (8) 保健福祉事業（デマンド型交通の実施） 【新規・重点】
【基本目標 3】介護保険制度の適正な運営	
	(9) 介護人材の確保 【重点】 (10) 施設サービスの整備・充実 【重点】

6 施設整備

認知症や重度の要介護者が増加し、介護を行う介護者の負担軽減の観点から適切なサービスの選択が行えるよう、施設の量や質の確保、充実を目的に整備をすすめます。

種類	整備目標
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1 施設（100 床）
介護付有料老人ホーム	2 施設（200 床）
看護小規模多機能型居宅介護	1 施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 施設
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1 施設

7 介護保険料

第9期介護保険事業計画（令和6年度から8年度まで）における介護保険料は、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加や介護報酬改定などにより増額が避けられない状況のなか、基準月額を**5,353円**としました。

【ポイント】

- 保険料の多段階化
- 基金による保険料圧縮
- 低所得者軽減の継続

第8期(令和3年度～5年度)【12段階】				第9期(令和6年度～8年度)【16段階】			
段階	対象者	負担割合	月額保険料	段階	対象者	負担割合	月額保険料
1	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額が80万円以下	0.35 (0.15)	1,813円 (777円)	1	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者 住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額が80万円以下	0.285 (0.15)	1,525円 (802円)
2	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額との合計金額が80万円超120 万円以下	0.60 (0.35)	3,108円 (1,813円)	2	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額との合計金額が80万円超120 万円以下	0.485 (0.35)	2,596円 (1,837円)
3	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額との合計金額が120万円超	0.65 (0.60)	3,367円 (3,108円)	3	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額 と合計所得金額との合計金額が120万円超	0.685 (0.60)	3,666円 (3,211円)
4	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年 金収入額と合計所得金額との合計金額が80万 円以下	0.88	4,558円	4	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年 金収入額と合計所得金額との合計金額が80万 円以下	0.88	4,710円
5	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年 金収入額と合計所得金額との合計金額が80万 円超	基準	5,180円	5	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年 金収入額と合計所得金額との合計金額が80万 円超	基準	5,353円
6	本人の合計所得金額が125万円以下	1.15	5,957円	6	本人の合計所得金額が125万円以下	1.15	6,155円
7	本人の合計所得金額が125万円超200万円未 満	1.30	6,734円	7	本人の合計所得金額が125万円超200万円未 満	1.30	6,958円
8	本人の合計所得金額が200万円以上350万円 未満	1.64	8,495円	8	本人の合計所得金額が200万円以上300万円 未満	1.64	8,778円
9	本人の合計所得金額が350万円以上500万円 未満	1.72	8,909円	9	本人の合計所得金額が300万円以上400万円 未満	1.73	9,260円
10	本人の合計所得金額が500万円以上700万円 未満	2.00	10,360円	10	本人の合計所得金額が400万円以上500万円 未満	1.82	9,742円
11	本人の合計所得金額が700万円以上1,000万 円未満	2.06	10,670円	11	本人の合計所得金額が500万円以上600万円 未満	2.07	11,080円
12	本人の合計所得金額が1,000万円以上	2.10	10,878円	12	本人の合計所得金額が600万円以上700万円 未満	2.10	11,241円
				13	本人の合計所得金額が700万円以上850万円 未満	2.25	12,044円
				14	本人の合計所得金額が850万円以上1,000万 円未満	2.30	12,311円
				15	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万 円未満	2.35	12,579円
				16	本人の合計所得金額が1,500万円以上	2.40	12,847円

※第1段階～第3段階における「負担割合」及び「保険料」覧の（ ）内は、低所得者軽減後の「負担割合」及び「保険料」です。

8 介護保険料（県内各市の状況）

- 県内市のなかで **2番目** に低い
- 増加率は、**3.34 %** で5番目に低い
- 最も高い保険料は、相模原市の **6,650 円（基準月額）**
- 最も高い増加率は、小田原市の **18.38 %**

【第9期保険料（月額）の降順】

No.	市名	第8期 保険料 (月額)	第9期 保険料 (月額)	増加率	第9期 所得段階	備考
1	相模原市	6,000	6,650	10.83	14段階	
2	横浜市	6,500	6,620	1.85	19段階	
3	三浦市	5,885	6,600	12.15	13段階	
4	川崎市	6,315	6,591	4.37	19段階	
5	大和市	5,835	6,485	11.14	20段階	
6	藤沢市	5,500	6,300	14.55	18段階	
7	厚木市	5,453	6,199	13.68	18段階	
8	横須賀市	5,800	6,100	5.17	18段階	
9	小田原市	5,060	5,990	18.38	15段階	増加率最大
10	秦野市	5,390	5,950	10.39	16段階	
11	座間市	5,500	5,859	6.53	20段階	
12	伊勢原市	5,500	5,850	6.36	15段階	
13	平塚市	5,513	5,836	5.86	17段階	
14	逗子市	5,810	5,810	0.00	13段階	据置
15	綾瀬市	5,212	5,693	9.23	18段階	
16	鎌倉市	5,500	5,500	0.00	16段階	据置
17	茅ヶ崎市	4,980	5,380	8.03	16段階	
18	海老名市	5,180	5,353	3.34	16段階	
19	南足柄市	5,075	5,150	1.48	13段階	
	県平均	6,028	6,340	5.18		

令和 6 年度 介護報酬改定の概要について
～介護報酬全体で 1.59%のプラス改定～

令和 6 年 5 月
海老名市介護保険運営協議会

1 はじめに

介護報酬とは、介護保険が適用される介護サービスにおいて、そのサービスを提供した事業所（施設）に対価として支払われる報酬のことです。

今回の改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で**1.59%増**になります。

そのうち、介護職員の処遇改善分0.98%増、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として0.61%増になります。

また、今回の改定では、人口構造や社会経済状況の変化を踏まえ、次の4点を基本的な視点として実施されました。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 自立支援・重度化防止に向けた対応
- 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- 制度の安定性・持続可能性の確保



2 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

- 質の高い公正中立なケアマネジメント
- 地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組
- 医療と介護の連携の推進
 - ・ 在宅における医療ニーズへの対応強化
 - ・ 在宅における医療・介護の連携強化
 - ・ 高齢者施設等における医療ニーズへの対応強化
 - ・ 高齢者施設等と医療機関の連携強化
- 看取りへの対応強化
- 感染症や災害への対応力向上
- 高齢者虐待防止の推進
- 認知症の対応力向上
- 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の見直し

3 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組等
- 自立支援・重度化防止に係る取組の推進
- LIFE を活用した質の高い介護

4 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

- 介護職員の処遇改善
- 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり
- 効率的なサービス提供の推進

5 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

- 評価の適正化・重点化
- 報酬の整理・簡素化

6 その他

- 「書面掲示」規制の見直し
- 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化
- 基準費用額（居住費）の見直し
- 地域区分

7 介護報酬改定の改定率について

改定時期	改定にあたっての主な視点	改定率
平成15年度改定	○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立 ○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化	▲2.3%
平成17年10月改定	○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し ○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し	
平成18年度改定	○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進 ○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上 ○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化	▲0.5%[▲2.4%] ※[]は平成17年10月改定分を含む。
平成21年度改定	○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実 ○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証	3.0%
平成24年度改定	○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化 ○ 医療と介護の連携・機能分担 ○ サービスの評価(交付金を報酬に組み込む) ○ 介護人材の確保とサービスの質の向上	1.2%
平成26年度改定	○ 消費税の引き上げ(8%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ	0.63%
平成27年度改定	○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化 ○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当) ○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築	▲2.27%
平成29年度改定	○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)	1.14%
平成30年度改定	○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現 ○ 多様な人材の確保と生産性の向上 ○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保	0.54%
令和元年10月改定	○ 介護人材の処遇改善 ○ 消費税の引上げ(10%)への対応 ・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ	2.13% 〔 処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39% 〕 補足給付 0.06%
令和3年度改定	○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進 ○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新 ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物 価動向による物件費への影響など介護事業者の経 営を巡る状況等を踏まえ、 0.70% ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための 特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで)
令和4年10月改定	○ 介護人材の処遇改善(9千円相当)	1.13%
令和6年度改定	○ 地域包括ケアシステムの深化・推進 ○ 自立支援・重度化防止に向けた対応 ○ 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり ○ 制度の安定性・持続可能性の確保	1.59% 〔 介護職員の処遇改善 0.98% その他 0.61% 〕

8 令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりになります。

【6月1日施行とするサービス】

- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所リハビリテーション

【4月1日施行とするサービス】

- 上記以外のサービス

- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とされます。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行となりますが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行になります。

- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりです。

【令和6年8月1日施行とする事項】

- 基準費用額の見直し

【令和7年8月1日施行とする事項】

- 多床室の室料負担



令和6年度 介護報酬改定の主な事項について

- 「介護予防支援」の対象が居宅介護支援事業者へも拡大
- 福祉用具貸与、購入の選択制導入
- 施設利用時の基準費用額（居住費）の見直し

令和6年
4月から

- **介護予防ケアプランの作成を、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも依頼できるようになります。**

これまでの地域包括支援センターに加えて、市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。

※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、引き続き地域包括支援センターに依頼します。

令和6年
4月から

- **福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（レンタル又は購入）を選択できるようになりました。**

福祉用具貸与での利用が長期間になる場合は、レンタルで利用するより購入の方が費用を抑えられることがあります。利用者の負担を軽減し、福祉用具の適切な利用と安全確保の観点から、利用方法（レンタル又は購入）を選択できるようになりました。

購入する場合は、特定福祉用具販売として、一年間（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に、利用者負担分を除いた購入費が介護保険から給付されます。

【対象】

- ・ 固定用スロープ
- ・ 歩行器（歩行車を除く）
- ・ 単点杖（松葉づえを除く）と多点杖



令和6年
8月から

- **介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額などがかわります。**

施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります（食費の基準費用額などは変わりません）。

□基準費用額（日額）

	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
			介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護	介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護
令和6年7月まで	2,006円	1,668円	1,688円	1,171円	377円	855円
令和6年8月から	2,066円	1,728円	1,728円	1,231円	437円	915円

□負担限度額（日額）

基準費用額の変更に伴い、低所得の方に対する自己負担限度額が変わります。ただし、第1段階で多床室利用の場合は変わりません。

利用者負担段階		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室	
				介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	介護老人福祉施設 短期入所生活介護		
第1段階	生活保護受給者等	820円	490円	490円	320円	0円	
	世帯 老齢福祉年金受給者	↓ 880円	↓ 550円	↓ 550円	↓ 380円		
第2段階	全員が住民税非課税	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の方	820円	490円	490円	420円	370円
			↓ 880円	↓ 550円	↓ 550円	↓ 480円	↓ 430円
第3段階①	住民税非課税	課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
			↓ 1,370円	↓ 1,370円	↓ 1,370円	↓ 880円	↓ 430円
第3段階②		課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,310円	1,310円	1,310円	820円	370円
			↓ 1,370円	↓ 1,370円	↓ 1,370円	↓ 880円	↓ 430円

次の①②いずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の支給対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の金額を超える場合

第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円

第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円

第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円

第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円

※40~64歳の第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円、夫婦2,000万円

※令和7年8月から、介護老人保健施設の「その他型」及び「療養型」、介護医療院の「Ⅱ型」において、多床室の室料負担が導入されます。

指定地域密着型サービス事業所の指定について①
～地域密着型通所介護、通所型サービス～



令和 6 年 5 月
海老名市介護保険運営協議会

地域密着型通所介護事業者から指定の申請がありましたので、介護保険法第78条の2第7項の規定により、ご協議のほどよろしく申し上げます。

1 地域密着型サービス事業者の指定申請内容

(1) 申請者

- ① 名称 株式会社 Wellness Forest
- ② 所在地 東京都町田市鶴間三丁目 4-1
グランベリーパークセントラルコート 3F-L302
- ③ 代表者 代表取締役 細屋 由紀子 (ほそや ゆきこ)
- ④

(2) 事業所の内容

- ① 名称 レコードブック海老名中央
- ② 所在地 海老名市中央 3-5-5 三幸中央ビル 1階
- ③ サービス種類 地域密着型通所介護
通所型サービス
- ④ 定員 10人
- ⑤ 指定年月日 令和6年6月1日

(3) 従業者の内容

従業者の 職種 ・員数	管理者 (生活相談 員)		看護職員		介護職員		機能訓練指導 員	
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務
常勤	1				1			
非常 勤				1				1

2 地域密着型通所介護の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第56条の2及び第56条の3
- ② 海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱第7条下記のとおり基準を満たしている。

職種	資格要件及び人員	配置状況等	
管理者	常勤	常勤（生活相談員と兼務）	1
生活相談員	介護福祉士等 1人以上	常勤介護福祉士 （管理者と兼務）	
看護職員	看護師又は准看護師 1人以上	非常勤	1
介護職員	単位ごとに常時 1人以上	常勤	1
機能訓練指導員	看護師等1人以上	非常勤看護師	1

（2）設備等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第56条の4
- ② 海老名市従前の通所介護相当サービス事業者の指定等に関する要綱第7条 下記のとおり基準を満たしている。

項目	基準等	設備の状況等
機能訓練室	3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上（30㎡以上）	機能訓練室 57.1㎡
静養室	利用者が静養するために必要となる広さ	機能訓練室に併設して設置予定
相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	個室を設置予定
便所及び洗面設備	指定地域密着型通所介護の事業の用に供するもの	同一フロア内に設置予定
設備及び備品	サービス提供に必要な設備及び備品	準備中 （開設前に確認）

3 現地写真



【外観】



【事務室】



【機能訓練室 ①】



【機能訓練室 ②】



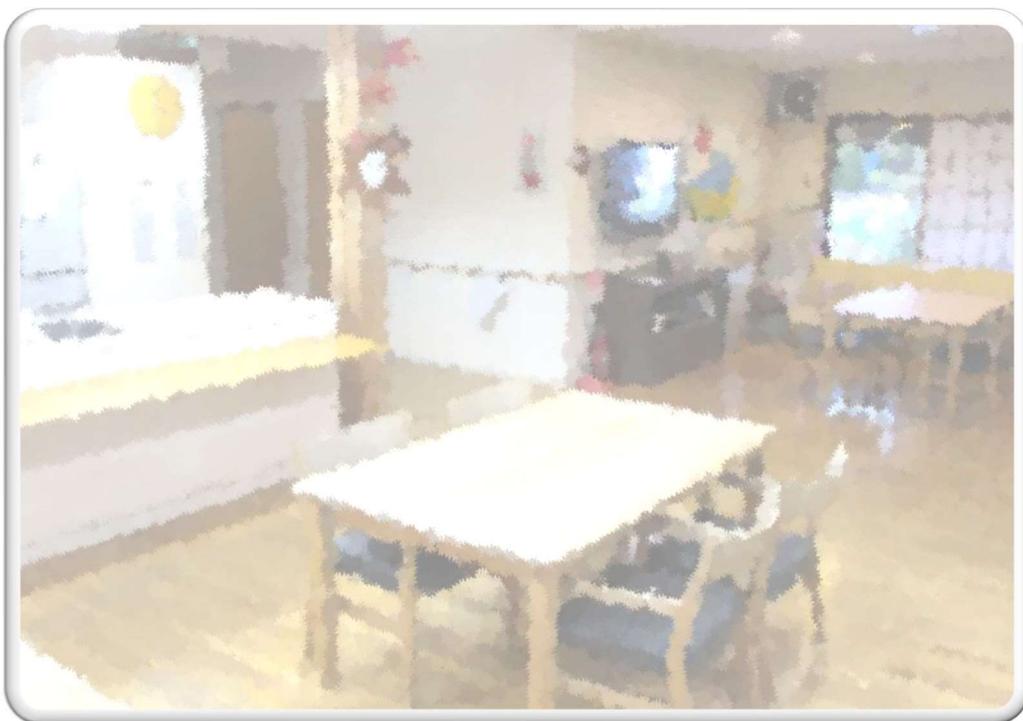
【便所】



【洗面所】

指定地域密着型サービス事業所の指定について②

～小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護～



令和6年5月
海老名市介護保険運営協議会

地域密着型通所介護事業者から指定の申請がありましたので、介護保険法第78条の2第7項の規定により、ご協議のほどよろしく申し上げます。

1 地域密着型サービス事業者の指定申請内容

(1) 申請者

- ① 名称 ミモザ株式会社
- ② 所在地 東京都品川区南品川二丁目2番5号
- ③ 代表者 代表取締役 松本 考二（まつもと こうじ）

(2) 事業所の内容

- ① 名称 ミモザ海老名
- ② 所在地 海老名市河原口二丁目30番24号
- ③ サービス種類 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
- ④ 定員 18人（通所）、9人（宿泊）
- ⑤ 指定年月日 令和6年10月1日

(3) 従業者の内容

従業者の職種 ・員数	介護従事者		うち看護職員		介護支援専門員	
	専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
常勤	5					1
非常勤	1	1	1			

(4) 協力医療機関

- ① えびな脳神経クリニック
所在地：海老名市めぐみ町3-1
診療科目：脳神経外科、脳神経内科、内科リハビリテーション科、循環器内科
- ② みさと歯科
所在地：厚木市船子1256-1
診療科目：歯科

2 小規模多機能型居宅介護の人員基準・設備基準等

(1) 人員等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第77条―第79条
- ② 海老名市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第41条―第43条
下記のとおり基準を満たしている。

職種	資格要件等	配置状況等
代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者の介護に従事した経験又は保健医療・福祉サービスの経営に携わった経験を有し、必要な研修を終了していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者介護に従事した経験を有し、必要な研修を受講している。
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有し、必要な研修を終了していること。 ・ 事業所ごとに常勤専従（兼務可） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症である者の介護職員として3年以上従事し、必要な研修を終了している。 ・ 常勤兼務である。
計画作成担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに必要な研修を終了している者を配置し、1名以上は介護支援専門員。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所ごとに必要な研修を終了している者を配置しており、1名以上は介護支援専門員の資格を有している。
介護従業者 (事業所ごと)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中常勤換算で利用者3人に対し1人以上。 ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上。 ・ 介護従業者のうち1人以上は常勤。 ・ 介護従業者のうち1人以上は看護師又は准看護師 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中常勤換算で利用者3人に対し1人以上を配置。 ・ 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上を配置。 ・ 介護従業者のうち1人以上は常勤を配置。

(2) 設備等に関する基準

- ① 海老名市指定地域密着型サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第80条―第81条
 - ② 海老名市指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する基準等を定める条例施行規則第44条―第45条
- 下記のとおり基準を満たしている。

項目	基準等	設備の状況等
登録定員及び利用定員	<ul style="list-style-type: none">・登録定員を29人とする。・通いサービスの利用定員は18人までとする。・宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの3分の1から9人までとする。	<ul style="list-style-type: none">・登録定員は29人。・通いサービスの利用定員は18人。・宿泊サービスの利用定員は9人。
宿泊室	<ul style="list-style-type: none">・1宿泊室の定員は1名とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められれば、2人とすることができる。・1宿泊室の床面積は7.43㎡以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・1宿泊室ごとの定員は1名で、1フロアに9室の居室を配置。・1宿泊室の床面積は9.51㎡。
居間及び食堂	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとの専用設備になっている。
台所	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとに専用設備を配置。
浴室	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとの専用設備でなければならない。	<ul style="list-style-type: none">・1事業所ごとに専用設備を配置。
非常災害設備等	<ul style="list-style-type: none">・消化設備及びその他の非常災害に必要な設備を設けること。	<ul style="list-style-type: none">・自動火災報知設備、火災通報装置、スプリンクラー、消火器を設置。

3 利用料金

- (1) 食事代 朝食 350 円、昼食 650 円、夕食 750 円
- (2) 宿泊費 1泊2日 3,000 円
- (3) その他 おむつ代、医療費、その他日常生活費等は実費負担

4 現地写真



【建物外観 ①】



【建物外観 ②】

令和 5 年度地域包括支援センターの活動状況について（報告事項）

1 地域の高齢者の相談窓口

地域包括支援センターは、地域の相談窓口として、高齢者やその家族など地域に暮らす人たちの悩みや問題に対応しています。市内には 6 箇所の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターがあります。

地域包括支援センターには、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門資格を有する職員が勤務しており、関係機関と連携を図りながら高齢者やその家族、地域の介護支援専門員等の支援を行っています。

日常生活圏域	地域包括支援センター	担当地域
第 1 圏域	海老名北地域包括支援センター 上今泉 4-8-28 えびな北高齢者施設内	上郷 上今泉 下今泉 扇町 泉 めぐみ町
第 2 圏域	海老名東地域包括支援センター 東柏ケ谷 3-5-1 ウエルストーン相模野 102 号	柏ケ谷 東柏ケ谷 望地
第 3 圏域	海老名中央地域包括支援センター 河原口 1320 海老名総合病院内	勝瀬 中央 国分南 国分北
第 4 圏域	さつき町地域包括支援センター さつき町 41 海老名市医療センター内	中新田 さつき町 河原口 社家
第 5 圏域	国分寺台地域包括支援センター 浜田町 25-14 フジビル 1F	大谷 国分寺台 浜田町 大谷南 大谷北
第 6 圏域	海老名南地域包括支援センター 杉久保南 3-31-6 えびな南高齢者施設内	中河内 中野 今里 上河内 本郷 門沢橋 杉久保南 杉久保北
	海老名市基幹型地域包括支援センター 勝瀬 175-1 海老名市役所内	市内全域

2 地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、①介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談・支援事業 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の 4 つの事業を地域において一体的に実施する役割を担っています。事業内容及び相談区分ごとの内容は次のとおりです。

〈事業内容〉

事業	内容
介護予防ケアマネジメント (介護や健康のこと)	要支援者等から依頼を受けて、その心身の状況、置かれている環境やその他の状況に応じたサービス（訪問、通所、その他）が提供されるよう必要な援助を行う事業。 ○ケアプランの作成等
総合相談・支援 (さまざまな相談)	地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるように、地域のネットワーク構築、高齢者の心身の状況・生活の実態・必要な支援を把握し相談を受け、サービス等の利用に繋げる事業。
権利擁護	権利侵害を受けている又は受ける可能性が高いと思われる高齢者が地域で安心して尊厳のある生活を送ることができるように、権利侵害の予防や対応を行う事業。 ○消費者被害の防止 ○高齢者虐待の予防及び対応
包括的・継続的 ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じたケアマネジメントができるよう地域の基盤を整えるとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援を行う事業。 ○困難事例への助言 ○個別相談

〈相談区分別内容〉

相談区分	相談種類	内容
介護に関すること	介護保険サービスの利用	介護保険の利用方法、施設入所の相談等 介護サービスに関する相談
	介護保険以外の相談	介護保険以外の公的、民間、ボランティア等サービスに関する相談
	その他の介護に関する相談	介護に関する相談で分類できないもの
	家族介護者に関する相談	介護離職防止を含む家族介護者に関する相談
権利擁護	権利擁護	成年後見制度、消費者被害の利用相談
	高齢者虐待	老人福祉施設への措置相談含む
	その他権利擁護	困難事例等その他権利擁護に関する事項
医療に関すること		医療に関する相談
認知症に関すること		認知症に関する相談
その他		区分できない相談

3 地域包括支援センターの活動状況

令和5年度における地域包括支援センターの活動実績としては、実利用者数が6,517人（前年度7,172人）、延利用者数が35,748人（前年度34,090人）、延相談件数が50,260件（前年度53,280件）となっています。

相談内訳としては、介護保険やその他サービス等介護に関するものが43,680件（前年度45,857件）、権利擁護に関するものが1,182件（前年度1,777件）、医療に関するものが2,428件（前年度2,594件）、認知症に関するものが1,217件（前年度1,668件）、その他のものが1,753件（前年度1,384件）となっています。

〈地域包括支援センター相談件数等〉

		区分	件数
利用実績	実利用者数		6,517
	延利用者数		35,748
	①延相談件数		50,260
①延相談件数 (内容別内訳)	介護に関する相談	介護保険に関すること	37,896
		介護保険以外のサービスに関すること	2,398
		その他介護に関すること	3,167
		家族介護者に関すること	219
	権利擁護	権利擁護（成年後見・消費者被害等） について	290
		高齢者虐待等について	622
		その他権利擁護について	270
	医療に関すること		2,428
	認知症に関すること		1,217
	その他		1,753
①延相談件数 (対応別内訳)	来所		1,885
	訪問		10,717
	電話		34,556
	文書		1,957
	その他		1,145
要支援ケアプラン作成数		11,945	
居宅介護支援事業所委託数		1,844	

〈各地域包括支援センターの地域活動〉

包括名	内容
<p style="text-align: center;">海老名北 地域包括支援センター</p>	<p>上今泉地区社協役員会出席 上今泉地区サロンボランティア勉強会 「在宅介護の現状と対応について」講義 2/21(水)10:00~12:00 下今泉地区社協幹事会出席 北部民児協定例会参加、勉強会 SCとの情報交換 下今泉コミュニティセンターまつりへ出店(包括PR) 11/23(木)10:00~15:00 上今泉5丁目自治会安心安全フェスタへ相談ブース設置 11/11(土)13:00~15:00 上今泉第二児童公園 介護者教室「高齢者向け住まいの探し方と選び方」実施 ベネッセシニアサポート 涌井氏 12/7(木)10:00~11:30 総合福祉会館</p>
<p style="text-align: center;">海老名東 地域包括支援センター</p>	<p>認知症サポーター養成講座(1/23 東柏ヶ谷4丁目地区社協) オレンジカフェ(6/16. 11/17. 2/16 認知症カフェ) さくらサロン(6/20. 10/17. 3/5 情報交換) ビナさくら(10/8 血圧測定、2/13 情報交換) コミュニティサロン(11/16. 2/1 情報交換) 東柏ヶ谷4丁目かがやき(11/30. 2/26 茶話会講話、 5/26. 8/25. 10/13. 11/17. 1/17 情報交換) ゆいまーる(9/6. 10/4. 10/18. 1/24 情報交換) 東柏ヶ谷6丁目地区社協(2/19. 3/11 情報交換) サロンかけはし(1/29 情報交換) 柏ヶ谷地区社協(7/26 茶話会講話、11/27. 2/26 情報交換) クラルテサロン(2/7 情報交換) 東建お困りごとサポーターズ(1/24 情報交換) 望地サロン 5/9 血圧測定・ブランチ会参加、 4/11. 6/13. 9/12. 11/14. 1/9. 3/26 情報交換) たけのこの会(4/5 講話、1/10 情報交換) ニチイ体操教室(8/16. 10/24 情報交換) 民生児童委員向け勉強会(東部・中央民生児童委員) SCとの情報交換 介護者教室(9/29「元気なうちからはじめよう!自分らしい最期を迎えるための準備」柏ヶ谷コミセン 参加人数22名)</p>

<p style="text-align: center;">海老名中央 地域包括支援センター</p>	<p>介護者教室：味の素株式会社「おいしく食べて健康づくり」（6/21 国分コミセン）</p> <p>国分南4丁目自治会参加：中央包括の紹介（7/1 国分コミセン）</p> <p>認知症サポーター養成講座：民生委員・こころん訪看（8/29 メディカルサポートクリニック）</p> <p>地区社協幹事会役員向け勉強会：「認知症について」（10/19 国分コミセン）</p> <p>民生児童委員向け勉強会：「高齢者の福祉サービスについて」（1/12 福祉会館）</p> <p>勝瀬地区フレイルチェック参加（1/26 勝瀬文化センター）</p> <p>認知症家族の会参加「いこいの家」</p> <p>SCとの情報交換（6回）</p> <p>民児協参加：情報交換（11回）</p> <p>地区サロン、地区社協のランチの参加：情報交換・相談等</p> <p>ルネサロン（ルネエアヒルズマンション）</p> <p>おこじゅうサロン（国分中央自治会館）</p> <p>おしゃべりサロン（国分コミセン）</p> <p>南原サロン（南原自治会館）</p> <p>わいがやサロン（勝瀬文化センター）</p> <p>中央サロン（中央三丁目自治会館集会所）</p> <p>ほのぼのサロン（緑苑自治会館）</p> <p>国分Aランチ（6回/国分中央自治会館）</p> <p>国分Bランチ（5回/国分コミセン）</p> <p>国分Cランチ（6回/緑苑自治会館）</p> <p>国分Eランチ（6回/南原自治会館）</p> <p>勝瀬ランチ（4回/勝瀬文化センター）</p>
<p style="text-align: center;">さつき町 地域包括支援センター</p>	<p>健康ストレッチサークル（社家コミセン）第1.3木曜日（海老名南地域包括支援センターと合同）：運営協力</p> <p>水曜サロン（河原口自治会館）：協力</p> <p>にこにこサロン（さつき町）：情報交換、協力</p> <p>社家自治会館サロン（社家自治会館）：広報活動、協力</p> <p>民児協：情報交換</p> <p>さつき町体操教室（医療センター）：主催</p> <p>ひだまりサロン：協力</p> <p>さつき住宅サロン：協力</p> <p>SCとの情報交換</p> <p>スマイルサロン（そんぽの家GH）：オレンジカフェ</p> <p>夢クラブ（さつき町）：広報活動</p> <p>ふれあいランチ（さつき町）：参加</p> <p>介護者教室（R5/11/2）：主催、介護者の慰労</p>

<p style="text-align: center;">国分寺台 地域包括支援センター</p>	<p>各地区定例会・大谷幹事会に出席 大谷サロン（茶話会）街なかサロン（フラワーアレンジメント） 浜田イベント（楽しみ会2回） 介護予防教室の案内・予防接種の案内 詐欺啓発活動 大谷地区社協主催 フレイルチェック 2回 大谷ふれあいの里参加 四つ葉の会参加 民児協への参加（事例検討会・認知症予防養成講座） 認知機能が低下している事を家族に知らせたくない本人との関わり・支援の仕方） SC 情報共有 介護者教室 介護にまつわるお金の話 ふきのとうカフェ（3人参加） 貼り絵を作成</p>
<p style="text-align: center;">海老名南 地域包括支援センター</p>	<p>貯筋体操（杉久保コミセン）第3火曜日 開催 社家今里ストレッチサークル（社家コミセン）第1木曜日 参加 門沢橋ストレッチサークル（門沢橋自治会館）第1・3火曜日参加 サンパルクストレッチサークル（サンパルク集会室）第1・3水曜日 参加 杉久保ふれあいサロン 第2.4火曜日参加 今里サロン 月末土曜日 参加 南部地区社協 杉久保ランチ・今里ランチ 出席 サンパルク交友会 出席 上河内ふれあい推進委員会 出席 SC との情報交換</p>
<p style="text-align: center;">海老名市基幹型 地域包括支援センター</p>	<p>認知症サポーター養成講座（7回：市域2回、中央、国分寺台民協、図書館、エクシス中日本、プラチナホーム海老名） 認知症サポーターステップアップ講座（2回） 認知症サポーターステップアップ講座修了者の集い（3回） 民生委員児童委員協議会全体研修会（講師） フレイルチェック（3回：東柏ヶ谷、勝瀬、大谷） パネル展（人生100年時代、認知症予防啓発、高齢者虐待予防啓発） SC・地域包括支援センターとの情報交換会（28回）</p>

※SC・・・生活支援コーディネーター

4 研修・講座等

- (1) 認知症サポーター養成講座
各地域包括支援センター及び基幹型地域包括支援センターが講師となる(計12回開催)
- (2) 介護者教室(6回開催)
介護福祉士、介護支援専門員、味の素社員、資生堂社員等を講師に招き開催した。
- (3) キャラバンメイト養成講座(県主催)
北地域包括支援センター職員(1名)
※その他の職員は受講済み
- (4) 認知症地域支援推進員研修
 - ①新任者研修(県主催)
北地域包括支援センター職員(1名)、南地域包括支援センター職員(1名)、
国分寺台地域包括支援センター職員(1名)
 - ②現任者研修(県主催)
東地域包括支援センター職員(1名)

5 地域包括支援センターの人員体制について

本市では1つの地域包括支援センターの人員体制を4名とすることを基本としていました。しかし、複雑な総合相談や虐待事案に対しては、複数のセンター職員が連携して対応する必要があり、1人のセンター職員で対応できる事案であったとしても多くの時間がかかる場合があります。

基幹型地域包括支援センターや市職員(ケースワーカー、保健師)による後方支援や他の事業(生活支援体制整備事業等)との連携から地域包括支援センターの業務負担の軽減を図るように対応をまいりましたが、支援の現場や運営的な視点から人員不足が課題として上がっておりました。

こういった状況を踏まえ、令和6年度中に1つの地域包括支援センターの人員体制を5名とするように調整を行いました。

地域包括支援センターの業務負担の軽減については引き続き対応を検討してまいります。

6 地域包括支援センターの専門職の不足について

令和6年4月1日現在、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職員について3か所の地域包括支援センターにおいて人員の欠員が生じています。

職種としては保健師(2名)、主任介護支援専門員(1名)となっています。

7 介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)の委託状況について

令和6年3月の介護報酬等請求時点で地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント(介護予防支援)の業務の一部を委託している居宅介護支援事業所については別紙【資料5-②】のとおりとなっています。

8 地域包括支援センター事業評価

地域包括支援センターについては厚生労働省通知「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」を参考に基幹型地域包括支援センターにおいて事業評価を実施しています。

概要については別添【資料5－③】のとおりです。

9 地域包括支援センター運営方針

令和6年度の地域包括支援センター運営方針については別添【資料5－④号】のとおりです。地域包括支援センター運営方針の策定については、前年度の事業評価の結果や前年度のセンターの運営にあたり生じた課題等について次の点を重点事項として反映しています。

- 介護支援専門員に対する支援・指導について
- 地域包括支援センターの広報について
- 包括的支援事業実施機関等との連携強化について
- 家族介護者支援について

令和6年3月請求時点委託先事業所一覧

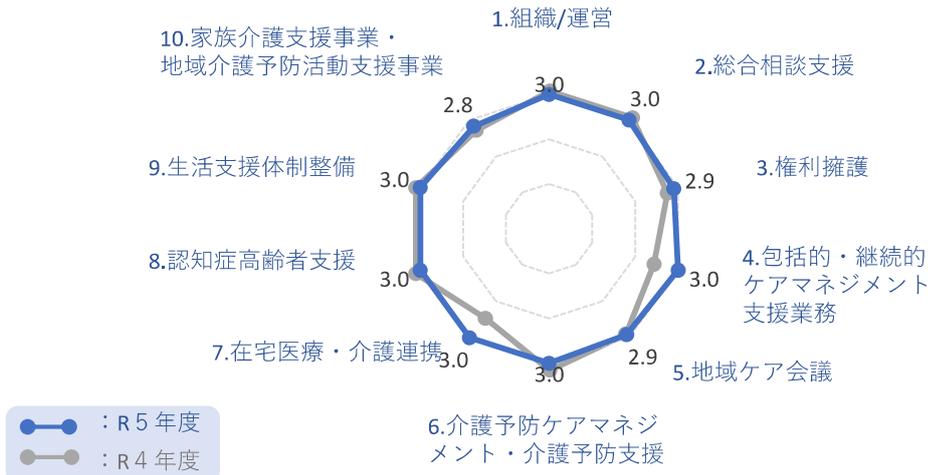
No.	事業所番号	事業所名	所在地	東	北	中央	さつき町	国分寺台	南
1	1454280004	老人保健施設えびな	海老名市柏ヶ谷726-7						
2	1464190161	居宅介護支援事業所 ワースリング座間	座間市緑ヶ丘6-13-6	○		○			
3	1472103637	カナの介護	鎌倉市苗田4-2-29						
4	1472602422	ケアプラン相模が丘	座間市相模が丘3-34-5 しらゆりハイツ1階101号	○		○			○
5	1472609351	ケアプランサービス相模原	相模原市南区相模大野7-1-6 相模大野第一生命ビル5F						○
6	1472610524	生活支援ステーション じょんのび	相模原市南区松が枝町21-2 Arthur B					○	
7	1472610813	ツクイ相模台	相模原市南区相模台3-17-9						
8	1472900032	相模ゴム工業株式会社 厚木営業所	厚木市元町2-1						
9	1473002382	おひさまケア 相模	大和市桜森2-10-15 桜森ハイツ201	○					
10	1473003398	さちケアマネステーション	大和市西鶴間1-16-6-101			○			
11	1473702171	ホームケア横浜	横浜市都筑区茅ヶ崎中央40-3 3F			○			
12	1474100029	座間苑 居宅介護支援事業所	座間市新田宿125-4						
13	1474100524	有限会社介護ステーション優しい風	座間市東原1-8-6	○					
14	1474100938	株式会社 楽友舎 居宅介護支援センター	座間市ひばりが丘1-73-19	○					
15	1474101407	ケアネット座間	座間市相武台1-50-1	○		○			○
16	1474101639	ケアサポートひばり	座間市ひばりが丘5-25-9-2F				○		○
17	1474200019	ケアネット海老名第Ⅰ	海老名市河原口1320	○	○	○	○	○	
18	1474200126	ほほえみケアネット	海老名市中河内1227-1				○		○
19	1474200266	海老名ほっとステーションかがやき	海老名市柏ヶ谷600-11-2	○					
20	1474200498	居宅介護支援事業所びーな's	海老名市扇町3-6-4-B	○		○			○
21	1474200605	えびな北高齢者施設	海老名市上今泉4-8-28	○	○				
22	1474200639	ケアプラン エンゼルあきちゃん	海老名市国分寺台2-2-2					○	
23	1474200712	ワーカーズコレクティブあい 居宅支援	海老名市中央2-7-33-A107	○	○	○			○
24	1474200720	ケアネット海老名第Ⅱ	海老名市杉久保南2-13-13	○	○	○	○	○	○
25	1474200969	サンライズ・ヴィラさがみ野 居宅介護支援センター	海老名市東柏ヶ谷3-4-8	○					
26	1474201041	クオール海老名	海老名市中新田3-9-51-106			○	○		
27	1474201157	サポートステーションえびな	海老名市大谷北3-20-3-2					○	
28	1474201207	イリーゼ海老名居宅介護支援事業所	海老名市国分南2-17-19			○			
29	1474201231	ケアプラン クローバー	海老名市国分南3-21-13			○			○
30	1474201272	ケアプラン ライフラボ	海老名市杉久保南1-6-1大貫事務所1階	○			○	○	○
31	1474201306	LEAケアステーション	海老名市下今泉4-2-14-2F			○			
32	1474201314	けやきライフ海老名	海老名市中新田4-8-26-101				○		○
33	1474201421	たんばぽケアプラン	海老名市国分寺台5-17-8-201				○		
34	1474201470	元気プラン	海老名市中野1-13-29	○		○			○
35	1474201488	ケアステーション ヒューマニティ	海老名市国分寺台3-6-23	○	○				○
36	1474201546	桜ケアプラン海老名	海老名市社家6-4-22						○
37	1474201595	ケアプラン愛	海老名市望地2-3-27 ファミリア M-A 1階					○	
38	1474201637	ケアフレンドえびな	海老名市柏ヶ谷967番地の1 (404)						○
39	1474201645	手と手ケアマネ事務所	海老名市中野1-7-19-202			○		○	○
40	1474400908	ケアプラン しるやま	綾瀬市早川2221-5			○		○	
41	1474400965	ケアプラン 花言葉	綾瀬市綾西4-19-12						○
42	1474401039	まなて+(休止中)	綾瀬市寺尾中1-1-40						
43	1475402531	たまふれあい居宅介護支援事業所	川崎市多摩区登戸1763 ライフガーデン 向ヶ丘2階						
追加分	1472902079	ケアプランすぼると厚木	厚木市愛甲2-17-23-102				○		
追加分	1473003463	ブレマ会ケアプランセンター	大和市上草柳186-3 GANESH 1階	○					
追加分	1472608106	居宅介護支援 あすか	相模原市南区相武台2-21-5 相武台ビル1F	○					
追加分	1474201629	Ianaケアマネステーション	海老名市上今泉2-8-22			○			

3. 事業評価の結果

(1) 全体評価結果

実施状況評価

評点 2.9 / 3.0



新たな事業評価表を使用し3回目となった。人員欠員の事業所もあったが、前回に比べて全体的にバランス良く取り組めた。

R5年度運営方針の重点的な取り組み事項として、①「介護支援専門員に対する支援・指導について」包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、②「地域包括支援センターの広報について」組織/運営、③「包括的支援事業実施機関等との連携強化について」在宅医療・介護連携、生活支援体制整備を掲げスタートした。

介護支援専門員が何に困っているのか評価・分析を進めケアマネ相談室を開催、地域事業の再開により地区センターの出前講座も再開、また、定期的に生活支援コーディネーターと地域課題を情報共有し地域ケア会議を開催するなど積極的に取り組む姿がみられた。

今後継続的な地域ケア会議開催を通して課題解決に向けた体制を強化し各地区の特性に応じた地域包括ケアシステムを進めていきたい。

また、今年度新たに地域包括支援センター全体で介護予防支援事業所における業務継続計画作成に取り組んだ。今後も事業が効果的に運営できるよう取り組んでいきたい。



包括・SC・医療相談室合同
～ 人生100年時代パネル展 ～
(フレイルサポーター協力)
※市役所エントランスで開催



ケアマネ相談室
(主マネ分科会主催)



認知症を身近に考える
ショーウィンドー展
(認知症サポーター協力)
※三井住友銀行で開催

(2) 海老名東地域包括支援センター

実施状況評価

評点 3.0

講評

10. 家族介護支援事業・
地域介護予防活動支援事業

9. 生活支援体制整備

8. 認知症高齢者支援

7. 在宅医療・介護連携

1. 組織/運営

2. 総合相談支援

3. 権利擁護

4. 包括的・継続的
ケアマネジメント
支援業務

5. 地域ケア会議

6. 介護予防ケアマネジ
メント・介護予防支援

● : R5 年度

● : R4 年度

市内で最も予防プラン作成数が多く昨年度は苦慮したが、三職種の役割を活かし、複合的課題を抱えたケース等多機関と連携し安定した支援に繋げることができた。地域課題については地域に出向き地域ケア会議を開催。住民のニーズを聞き取り次のステップに繋げるなど積極的に地域づくりを進めることができた。また、地域包括支援センターの役割についても再考し体制強化に向けて積極的に取り組むことができた。

今年力を入れた取り組み：もっと元気で安心な地域づくり

① 目指す姿・困っていたこと

コロナ後、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントが増加の一途。
もっと元気で安心して暮らせる地域にしたい。



② 取り組み内容・工夫したこと

まずは地域づくりのための時間をつくることから始めた。

- ① 専用ソフトを活用した情報管理 → 効率向上
- ② 営業時間の周知 → 時間外電話対応減
- ③ 会議・打ち合わせの効率化 → 効率向上
- ④ モニタリング業務見える化 → 確実な業務遂行
- ⑤ 得意を生かした業務分担 → 効率と質向上

これにより、これまで通りの業務を遂行しながら、地域課題解決のための地域ケア会議を開催できた。

③ 効果（見込み）

- ① 無料体操教室新規スタート
 - ② 既存の認知症カフェの新しい展開のアイデアを得た
- ・・・など、地域づくりが少しずつできてきた。



(3) 海老名北地域包括支援センター

実施状況評価

評点 2.8

講評



職員交代により新たなメンバー、主任介護支援専門員の欠員など、厳しいスタートとなったが、経験のある職員中心に多機関と連携し困難、虐待ケース等取り組んだ。今後三職種の特性を生かした支援を期待する。また、オレンジカフェの開催に向けて地域のグループホーム職員向けに認知症サポーター養成講座開催するなど積極的な取り組みがみられた。地域への取り組みに意欲的であり地域課題に対してSCと協働した活動に期待する。

今年力を入れた取り組み：他機関との連携

①目指す姿・困っていたこと

長年勤務した職員が退職し、人員も欠員状態。包括新人職員が多い中、業務に支障が出ないようにする。

②取り組み内容・工夫したこと

①課題が複合している事例が多いため、基幹包括、在宅医療相談室にも関わってもらったようにした。ケアマネージャー探しが難航したが、依頼できたケアマネージャーとは協働で対応した。

③効果（見込み）

欠員状態ではあるが、他機関の協力により業務遂行することができた。

他機関との連携により、包括職員の力量もアップすることができた。

参加回数は少ないが、地域活動に参加することで、包括のPR活動が行えた。

②基幹型包括、生活支援コーディネーターとの情報共有。

③地域ケア会議開催
民児協定例会参加
地区社協役員会参加

④地域活動に継続的な参加はできなかったが、イベント活動には参加し地域との関係性を繋ぐよう心掛けた。



(4) 海老名中央地域包括支援センター

実施状況評価

評点 3.0

講評



事務所移転がりましたが、準備良く、活動に支障なくスムーズに行えました。チームで目標を共有し各職種で業務を調整しながら着実に取り組んで安定して運営しています。複合問題を抱えたケースの解決に多職種と連携し課題を整理しながら進めていました。市サービスをわかりやすく作成した「老GO!安心ファイル」は他の包括にも活用できる成果物となりました。

今年力を入れた取り組み：「老GO!安心ファイル」作成

①目指す姿・困っていたこと

【目指す姿】
高齢者の方々に
海老名市の福祉サービスの情報を視覚的にわかりやすく伝えたい

【困っていたこと】
「海老名市高齢者ガイドブック」では高齢者の方々だけでなく、包括の職員も文章だけで分かりにくかった

②取り組み内容・工夫したこと

地域住民目線を大切にしたい
分かりやすい説明をしたい
「老GO!安心ファイル」作成しよう！

- ①安心キット・安心カード
- ②緊急通報
- ③配食サービス
- ④認知症等行方不明SOSネットワーク
- ④位置探索システム
- ⑤おむつ給付
- ⑥介護予防教室



③効果（見込み）

こんなファイルがあったら良かった
海老名市の高齢者福祉サービスが分かりやすい

【来年度に向けて】

- ・中央包括支援センターで作成したファイルを活用
- ・使いやすいように必要時、修正・追加をしていく。
- ・他の包括支援センターや地域のケアマネジャー等とも共有していく



海老名中央地域包括支援センター

今年力を入れた取り組み：複合的問題ケース関係機関と連携

①目指す姿・困っていたこと

平成18年に地域包括が開設された時の中央包括担当エリアの高齢者数3,000人・高齢化率15%から令和5年の高齢者数5500人・高齢化率22%になっている。また、老々介護、認認介護、8050、ヤングケアラー、精神疾患、コロナによる経済的困窮等の複合的問題のケースが散見される

- ①K氏：高齢夫婦と引きこもりの息子
- ②F氏：視覚障害の母親とひきこもり息子
- ③E氏：認知症母親と共依存の息子・虐待疑い
- ④I氏：3世帯精神疾患の家族・虐待疑い
- ⑤I氏：認知症・知的障害・虐待疑い
- ⑥T氏：認知症・知的障害・消費者被害

②取り組み内容・工夫したこと

関係機関との連携

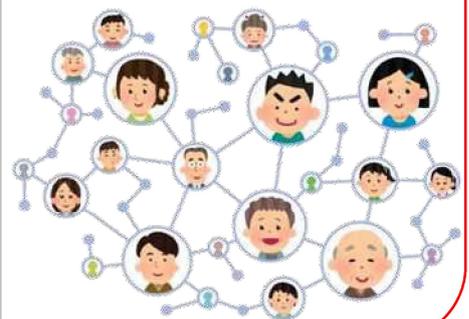
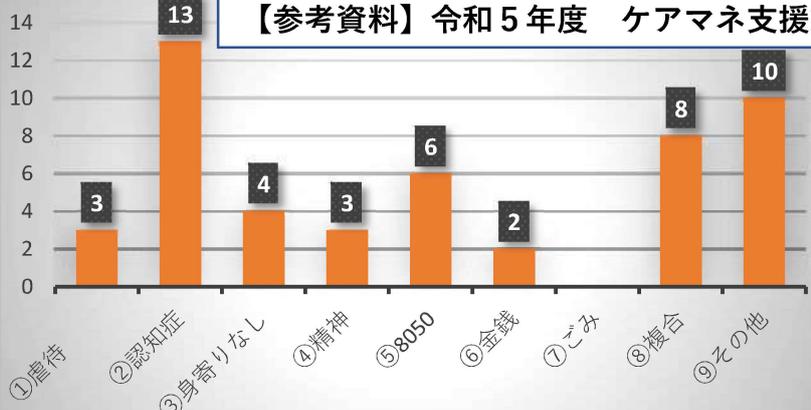
- ①生活困窮者支援制度・みんなの相談室・厚木保健福祉事務所・CM
- ②障がい福祉課
- ③生活困窮者自立支援制度・CM
- ④障がい福祉課・子育て支援課
- ⑤訪問診療医師・薬局
・障がい（相談支援事業所・デイ・短期入所・訪問看護・訪問介護）
・介護（CM・訪問看護・短期入所）
- ⑥障がい福祉課・後見センター・CM

③効果（見込み）

- ・他部署との連携の必要性が分かった。連携を図ることでお互いの役割を理解することができた。
- ・異なる専門職をもった職種が集まり、同じ目的に向けて協力することができた。
- ・視点の違いがあることを理解した上で、お互いを尊重する姿勢をもつことで連携がとりやすくなった。
- ・分かりやすい言葉で伝えたり、相手の意見にも耳を傾け、こまやかな報告、連絡、相談をこころがけることで、円滑なコミュニケーションが図ることができた。
- ・ケースを担当しているケアマネの後方支援につながった。
- ・各部署で情報共有することで、家族全体の先の見通しが見えてきた。
- ・専門性を高めるために、研修に参加して知識や技術を身に付けていくことが大切だと実感した。

**医療と介護・障害・子育て等
支援者間の連携を図ることで
複合的課題を抱えながらも生活を送ることができる**

【参考資料】令和5年度 ケアマネ支援統計のまとめ

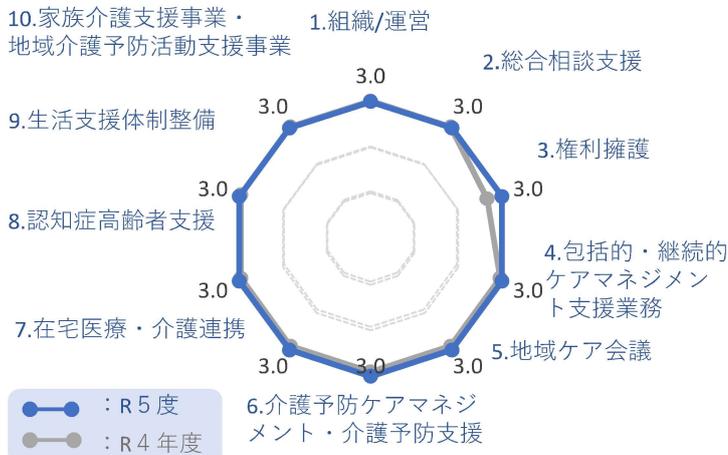


(5) さつき町地域包括支援センター

実施状況評価

評点 3.0

講評



昨年度に引き続き事業所内での密な連携により三職種の特徴を活かした支援に繋げることができた。また、認知症や精神疾患等複合的な課題を持つケースについても本人や家族に寄り添い多機関と連携した支援に取り組んだ。地域課題については地域ケア会議を通してSCと連携し地域資源の取り組み等力を注ぎ、オレンジカフェと共に積極的に取り組んだ。今後も地域づくり等積極的な取り組みに期待したい。

今年力を入れた取り組み：地域住民との連携強化

①目指す姿

- ①地域支援体制構築のための会議・活動を行う。
- ②ケアマネの困難ケースを連動して対応する。
- ③既存の市民活動団体にアプローチし広報活動を行う。

③効果（見込み）

- ①陽だまりサロン内で相談コーナーを開設、近隣トラブル相談（精神疾患ケース）にSCが対応。SCと包括で地域資源マップ作成中（3月末までに完成見込み）。
- ②ケアマネと連動することで効果的な利用者支援、ケアマネのバックアップ機能を果たすことができた。
- ③地域への包括の広報が出来た。地区社協のボランティア活動（ゴミ捨て支援）をSCと包括でサポート。また支援が必要な地域住民の情報交換の機能も果たしている。

②取り組み内容・工夫したこと

- ①R5年5月、7月、11月に社協SCと話し合い。R6年1月3月にも話し合いを持ち、地域資源マップの作製やサロン活動等への働きかけについて話し合いを行った。
- ②4月から12月までの集計で67件の対応を行っている。独居ケースや精神疾患、認知症対応等。
- ③南部民協、社家自治会館サロン、陽だまりサロン、水曜サロン、にこにこサロン、さつき会サロンへの参加。コアメンバーと連携し、活動への支援等、行った。



(6) 国分寺台地域包括支援センター

実施状況評価

評点 3.0

講評



街なかの事業所として来所がしやすく、相談を受け付けています。総合相談や予防プランの増加に対して各職員が研修を受けて効果的に対応できるよう努めていました。企業や民生委員さんを対象に認サポを行い、地域の認知症予防、普及啓発にも取り組んでいました。今後は地域ケア会議を積み重ねて地域の課題の共有を図り、地域課題として地域の資源や多職種と連携をすすめ、対応を一層深めていきたい。

今年力を入れた取り組み：自分と家族のために老後にかかるお金を知ろう

①困っていたこと

・要支援、要介護になった時に介護にかかる費用や自宅の処分に関しての不安や心配の相談が多くありました。特に高齢夫婦、独居の方の不安が多くなっています。

③効果（見込み）

・住民の関心が高い内容であったため、募集をしてすぐに満員となりました。
・講話の内容が身近に感じ、興味のある内容であった為、参考になり不安解消ができたとの意見がありました。

②取り組み内容・工夫したこと

日時：R5年10月17日（火）
10：00～11：30

【目的】
介護保険の正しい知識を知り、終活の一つとしてお金を学ぶ。

【内容】
1. お金の話をする前の大前提（1億円＝幸せ）
2. 誤解だらけの認知症
3. 誤解だらけの制度とお金

【工夫】
地域住民からリバースモーゲージ・高額介護サービス費返還制度を知りたいとの意見があったので内容に付け加えました。



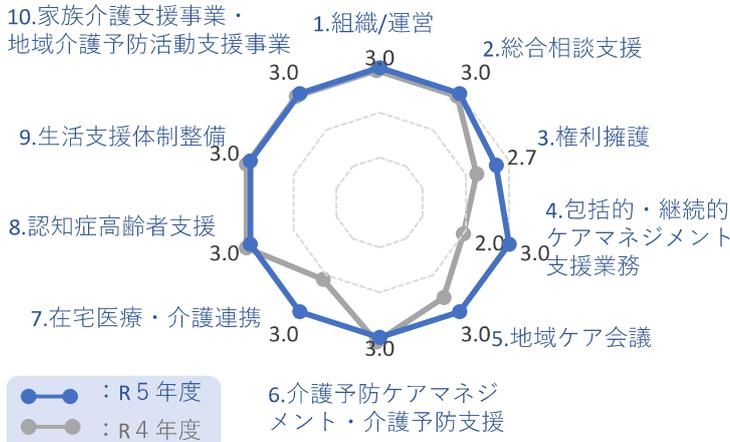
(7) 海老名南地域包括支援センター

実施状況評価

評点 2.9

講評

今年度は保健師欠員の状態で始まり現在に至る。今年度の運営方針の重点項目の1つである他機関との連携強化においては、月1回定期的にSCと話し合いの場を持ち、移動支援等の地域課題を共有し社会資源開発の必要性について協議した。また、地域ケア会議にSCが出席することで、より地域課題を共有できた。南包括の担当区域は広範囲で高齢者数も他に比べ多い。近年は総合相談件数も増え、相談内容も複雑化複合化している。その中でも認知症、金銭管理や生活困窮、障がい等を起因とした課題を多く抱えている。更に重層的な支援や予防の必要性を認識し、対策に向け取り組んだ。



今年力を入れた取り組み：地域住民による見守り活動の強化

①目指す姿

令和4年度、相談支援の際にもっと早期から相談につながっていれば介護予防や支援の導入が速やかだったと感じることが多かった。地域の住民による見守り活動の強化をしたい。

③効果（見込み）

- ①今里地区では12月までに3回のサロン開催を実施。今後も月1回開催を予定。参加者によるゆるやかな見守り体制づくりができたといえる。
- ②サンパルク地区では提案した手段については同意が得られなかった。今後は会議において情報提供を呼び掛ける事で、周りに目を向ける意識を持ってもらえるよう働きかけを継続していく。

②取り組み内容・工夫したこと

担当地区が広域なため、重点地区を設けて各地区にあった形での見守り体制について提案と取り組みをしていくこととした。

①今里地区

コロナ禍により休止していた今里地区のサロン活動を南部地区社協のランチの活動として移行をしつつ活動が再開できるか模索した。今里地区で開催されているランチの会議へ8回出席し、サロン再開に向けてのサポートを実施した。

②サンパルク地区

南部地区社協のランチとの連携を強化し、見守りの必要性について啓蒙活動を行った。ランチメンバー構成が毎年変更になることから地域包括支援センターの役割や地域包括ケアシステムについての説明を実施することから始めた。地域での見守り体制づくりの必要性を提案し他地区での取り組み実例を紹介しながら情報連携体制づくりを目指した。

海老名市地域包括支援センター 運営方針

海老名市
令和 6 年度版

1 運営方針

「海老名市地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑で効率的、効果的に実施することを目的に策定する。

なお、本方針において以下の文言については、次のとおり整理する。

- (1) 「地区センター」
市内6か所に設置する地区を担当する地域包括支援センターをいう。
- (2) 「基幹型センター」
地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う地域包括支援センターをいう。
- (3) 「地域包括支援センター」
地区センター、基幹型センターの記載ない場合は各々の区別なく海老名市内の地域包括支援センターの総体をいう。

2 地域包括支援センターの設置及び体制

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市内6か所に地区を担当する「地区センター」を設置し、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する。

地域包括支援センターの統括・総合調整・後方支援等を行う「基幹型センター」により、地域包括支援センター間の連携体制及び支援体制の強化を図る。

地域包括支援センターは、地域の実情に応じた重点課題や重点目標を設定し、各地域で特色ある創意工夫した事業運営を行うこと。

3 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者が安心してできる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせ、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関と地域が連携し、地域ごとの医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制の構築を進める。

障がいのある家族など複合的な課題を抱えた人についても十分な支援を行うことができるよう、関係部局との連携を図り、地域共生社会の実現を目指す。

地域包括支援センターは、行政機能の一部として地域の最前線に立ち、担当する地域の特性や実情を踏まえ、地域包括ケアシステムにおける中核機関として、海老名市及び関係機関、団体等とともに、その体制の推進に向けて取り組む。

地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、地域で支え合う仕組みづくり、要介護状態にならないための介護予防を重視した事業を推進していくことで、共に支え合い、生きがいを持って安心できる生活を実現するため、高齢者支援事業の充実と介護保険制度の円滑な運営を推進する。

(2) 区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域ケア会議や日常的な地域活動、地域ネットワーク等を通じて、担当地域における潜在ニーズも含めた住民ニーズ、地域課題等の把握に努める。

第9期えびな高齢者プラン 21 から日常生活圏域が「地区センター」の担当地区と同じ区割の6地域に細分化されたことから、今まで把握した地域課題等について今一度整理を行い、その地域で重点的に取り組んでいくべき事項を明確にし、地域における重点課題を設定するなど、柔軟な事業運営に努める。

(3) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク（地域社会との連携および専門職との連携）構築の方針

介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源の連携を図り効果的に利用できるよう、専門的な多職種と地域団体等の様々な取組を連携させ、地域の高齢者支援のネットワーク構築を推進する。

(4) 介護予防に係るケアマネジメント（第1号介護予防支援事業等）の実施方針

介護予防及び要支援状態等からの自立の促進を目的とし、高齢者自身が持つ能力を最大限に生かして、状態にあった具体的な目標を設定する。

高齢者自身が理解し、達成するために必要なサービスを主体的に利用し、自分自身で目標の達成に取り組んでいけるようにプランを策定する。

高齢者や家族の要望だけでなく、自立支援に資するよう、課題の見立てと適切なアセスメントを実施し、ケアプランの作成にあたっては、介護予防・日常生活支援総合事業に限らず、インフォーマルサービスや住民主体の通いの場等、社会資源の活用も積極的に検討し、「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチし、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持ちながら目標を達成できるように努める。

(5) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員に対する相談対応体制の構築や地域ケア会議の開催等を通じて、介護支援専門員が抱える支援困難事例に対して、関係機関と連携のもと指導、助言等を行う。

また、必要に応じて関係機関等と連携し事例検討会や研修を実施し、制度や施策に関する情報提供を行うこと。

なお、地区センターによる支援の他、海老名市地域包括支援センター連絡会等の枠組みを利用し地域包括支援センター総体として支援にあたることも可能とする。

(6) 地域ケア会議

介護支援専門員からの相談による困難事例等や総合相談業務等から抽出された個別ケース検討等の地域ケア会議を開催し、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援することを目的に開催する。

個別ケースの課題分析等を積み重ねることで、地域に共通する課題を抽出することを認識し、取組みを進めていく。

地域で解決可能な課題なのか、政策的な課題なのかを明らかにし、政策形成に必要な課題については、市域の地域ケア会議につないで検討を行い、地域づくり・資源開発、政策形成へ結びつけていく。

《地域ケア会議の機能》

- ① 個別課題の解決
- ② 地域包括支援ネットワークの構築
- ③ 地域課題の把握、
- ④ 地域づくり・資源開発
- ⑤ 政策の形成

(7) 行政との連携方針

地域住民からの相談、困難事例等について、市と連携を図りながら支援にあたるものとする。

市と地域包括支援センターにおける連携強化及び情報共有を図るため、「海老名市地域包括支援センター連絡会」を毎月開催する。

(8) 公正・中立性確保のための方針

地域包括支援センターは、高齢者福祉行政の一翼を担う「公的な機関」として、利用者の特性や意欲・意向を踏まえ、居宅介護支援事業所及び居宅介護サービス事業所等の紹介を行うものとする。

正当な理由なしに特定の介護事業所に偏らないよう、公正・中立性確保に努める。

運営費用が介護保険料や自治体の公費が投入されて運営されていることを認識し、適切な事業運営を行う。

(9) 生活支援体制整備事業に係る方針

多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの体制整備と充実を図るため市及び社会福祉協議会等関係機関と協働して推進する。

特に生活支援コーディネーター・協議体との連携を密にすること。

(10) 事業評価の実施

地区センターの運営や活動について、評価指標に基づいた上で事業評価を実施し、現状の課題等を明らかにし、それに基づいた必要な機能強化に努める。

具体的な方法等を含めて、市と基幹型センター、地区センター間で協議し、必要な対策を講じられるよう取り組みを進める。

(11) 基幹型センターが行う業務の実施方針

① 地区センターの実情把握

基幹型センターが地区センターの統括や後方支援等を行うためには、地区センターが行う業務や課題等の実情を把握することが前提となる。

そのため、日々の業務や地区センターへの訪問（短期間、長期間）、地区センター職員との面談、書籍・資料等による情報収集や研修等により個々の業務や地域包括支援センター運営上の課題等の把握を行うこと。

② 地域包括支援センターの高水準化

基幹型センターは把握した地区センターの業務の内容や遂行の方法を集約・蓄積し、好取組や効率的な業務の遂行方法等を他の地区センターへ共有することで地域包括支援センター総体としての高水準化を図る。

また、地区センターの抱える課題はその背景や要因を分析した上で解決に向けた対応を行うこと。

他の地区センターでも生じる恐れのある課題や地域包括支援センター総体としての課題について、その背景や、要因、解決方法等を他の地区センターと共有することや、解決にむけた議論を行うことで、高水準化を図る。

③ 多職種・多機関等との連携について

地域包括支援センターは多職種・多機関等との連携やネットワークの構築が必須となる。

そのため、基幹型センターは地域包括支援センターが多職種・多機関等との円滑な連携が図れるよう注力すること。

4 重点的な取り組み事項について ※一部再掲あり

地域包括支援センターの運営を行う中で表出した課題、事業評価を行う過程で表出した課題等について重点的な取り組み事項として以下のとおり方針を示す。

(1) 介護支援専門員に対する支援・指導について（再掲）

令和5年度は海老名市地域包括支援センター連絡会主任介護支援専門員分科会主導により、介護支援専門員を対象とした「ケアマネ相談室」を開催するなど、介護支援専門員への支援等に注力しているところ。

しかし、令和6年度から指定介護予防支援事業所の指定拡大等、介護保険制度の改正が行われることから、介護支援専門員への一層の支援等を継続的に行うこと。

(2) 地域包括支援センターの広報について

高齢者の相談先等としての地域包括支援センターの存在については地域に浸透してきているが、より一層の浸透を目指し、広報等を積極的に行うこと。

また、総合相談業務等を通じて、他の支援機関や制度の周知の一助となるように努めること。

(3) 包括的支援事業実施機関等との連携強化について（再掲）

地域包括支援センターは包括的支援事業等を地域において一体的に行う役割を担う中核的機関である。

そのことを念頭に、同じ包括的支援事業を担う、えびな在宅医療相談室、生活支援コーディネーター、認知症初期集中支援チーム等の機関と緊密な連携体制を構築すること。

(4) 家族介護者支援について

要介護状態の高齢の家族を介護する家族介護者は、いわゆるヤングケアラー、ビジネスケアラー、老々介護など年齢を問わずいる。

そうした家族介護者の負担感・孤独感の軽減や家族介護者の離職防止の観点から一層の支援が求められていることから、総合相談事業や家族介護者教室等を通じて、家族介護者への支援に取り組むこと。